

諮問日：令和4年7月14日（令和4年度（情）諮問第11号）

答申日：令和4年11月24日（令和4年度（情）答申第26号）

件名：名古屋高等裁判所における司法行政文書ファイル管理簿に登載された特定のファイルにある司法行政文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が、対象文書として特定した文書のうち、「メール文書（2014年3月6日付け）」（以下「本件対象文書」という。）の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が令和4年3月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

名古屋高等裁判所長官が特定年月日付け名高裁総特定の番号司法行政文書開示通知書第2項により不開示とした部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号のいずれにも該当しない。

仮に上記主張が認められないとしても、裁判官及びその他の裁判所職員は同条1号ハにより、その職務の遂行に係る情報のうち、当該裁判官及びその他の裁判所職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分には同号を適用する余地がないところ、裁判官及びその他の裁判所職員が職務において使用する電話の内線番号等は同号ハに該当する。そのため、少なくとも前記通知書第2項のうち、同条1号該当を理由として不開示とした部分は、同条6号に該当しない限り開

示されるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書のうち、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、メールアドレス、内線番号及びファクシミリ番号が記載されている。
- 2 これらの情報のうち、職員のメールアドレス及び内線番号は、いずれも法5条1号に定める個人識別情報に相当する。

この点、苦情申出人は、裁判官及びその他の裁判所職員が職務において使用する電話の内線番号等は同条1号ハに該当する旨主張する。

しかし、同号ハに該当する情報は、職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分であって、裁判所職員が職務において使用する電話の内線番号等は職務遂行の内容に係る部分ではなく、同号ハに該当しない。

- 3 また、メールアドレス、内線番号及びファクシミリ番号は、対外的に公表されていないものであり、これらが公になると、職務と無関係の問合せを招いたりするなど、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、これらの情報は、法5条6号に定める不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和4年7月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ 同年11月18日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、裁判所職員のメールアドレス、内線番号及び裁判所のファクシミリ番号が記載されているこ

とが認められる。

- 2 そこで検討すると、裁判所職員のメールアドレスは、法5条1号に定める個人識別情報に相当すると認められる。そして、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

苦情申出人は、裁判官及びその他の裁判所職員が職務において使用する内線番号等は同号ただし書ハに該当するから、同条6号に規定する情報に該当しない限り開示されるべきである旨主張する。しかし、同条1号ただし書ハに該当する情報は、職務の遂行に係る情報のうち、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」であって、裁判所職員が職務において使用するメールアドレスは、職務遂行の内容に係る部分ではないといえるから、同号ただし書ハに該当しないと認められる。したがって、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

- 3 次に、裁判所職員のメールアドレス、内線番号及び裁判所のファクシミリ番号については、これらの情報が公になると、職務に関係のない問合せやメール及びファックスの送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。したがって、これらの情報は、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある同条6号に規定する情報に相当すると認められる。

- 4 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

名古屋高等裁判所のWebサイトで公開されている同裁判所刑事部の「司法行政文書ファイル管理簿（H25.4.1以降作成したファイル）」に登載されているファイルのうち、以下のファイルに編綴された司法行政文書すべて

- 1 作成・取得年度が2013年度、大分類が（刑・訟廷庶務）規則、規程、通達及び告示の制定改廃等、中分類が（訟いー01）訟務一般、名称（小分類）が訟務一般（平成25年度）、作成・取得者が刑事首席書記官、起算日が2014年4月1日、保存期間が10年、保存期間満了日が2024年3月31日、保存媒体の種別が電子、保存場所がシステム、管理者が刑事首席書記官であるファイル
- 2 作成・取得年度が2013年度、大分類が（刑・訟廷庶務）規則、規程、通達及び告示の制定改廃等、中分類が（訟いー06）刑事、名称（小分類）が刑事（平成25年度）、作成・取得者が刑事首席書記官、起算日が2014年4月1日、保存期間が10年、保存期間満了日が2024年3月31日、保存媒体の種別が電子、保存場所がシステム、管理者が刑事首席書記官であるファイル